

意見提出者	個人
1. 項目	ICT を利活用する為の「情報システム監査」に対する法整備の不備
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>ICTを利活用するにあたり、情報システムの適切な導入、整備は重要である。</p> <p>そのためには、独立的な観点でのシステム監査が重要であると考えます。</p> <p>しかし、現実にはJ-SOX法による会計監査時以外では、企業や団体において、法律上で「明確」に情報システム監査が必要であることを記載しているものが皆無という状態に近い。</p> <p>また、「ICT利活用」におけるガイドラインも統合的かつ明確なものが作成されていない。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>・ICT利活用を推進する上での法律的な情報システム監査条項が、それぞれの法律に組み込まれておらず、ICTの利活用に寄与できていない部分が多く見受けられる。</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>ICTの利活用を推進していく上で、情報システムへの適切な監査を実施する必要がある。</p> <p>このため、国や地方公共団体は、企業や団体に対して情報システムを安全、有効かつ効率的に運用し、ICT利活用が促進できるように「ICT利活用ガイドライン」を設置し、制度として「ICT利活用」に関わるシステム監査を実施できるように、適切に法整備を進めるべきであると考えます。</p> <p>そのために、まず、「ICT利活用に関わる情報システム整備」についての法律を整備することが必要であると考えます。</p> <p>また、その法律に基づいて、システムの設置や利用がICT社会に適合するように、現行法に「システム監査実施」の条項を追加すべきである。</p>